

## 海老名市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ブロック塀等の倒壊の危険を防止することを目的とし、ブロック塀等を撤去する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 戸建住宅に附属しかつ道路に面した塀又は門柱で、コンクリートブロック、万年塀、石材等を用いて築造したものをいう。
- (2) 撤去工事 ブロック塀等を全て撤去（ブロック塀等の基礎や擁壁を兼ねた下部について、撤去しないことを市長が認めた場合を除く。）する工事をいう。
- (3) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項及び第2項に規定するものをいう。

(補助対象物)

第3条 補助金の交付対象となるブロック塀等は、海老名市内に存するものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 海老名市民が所有し、かつ現に居住する戸建住宅に附属するもの
  - (2) 面している道路から0.6m以上の高さのブロック塀等（擁壁の上に築造されている場合は、擁壁を除く高さが0.6m以上）であること。
  - (3) 面している道路とブロック塀等が存する敷地の境界が確定していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するブロック塀等は、この要綱の対象としない。
- (1) 公共買収による物件補償対象のブロック塀等
  - (2) 販売又は収益を目的とした敷地に存するブロック塀等
  - (3) 建築基準法第42条第2項に規定する道路に面したブロック塀等にあつては、みなした道路境界を越境して存するもの
  - (4) この要綱によりブロック塀等を撤去したことがある敷地に存するブロック塀等
  - (5) 国、地方公共団体その他の公共団体が撤去を行う予定のブロック塀等
  - (6) この要綱による補助金交付決定以前に撤去工事に着手したブロック塀等

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、市税を滞納していない者であつて、所有する当該ブロック塀等を撤去する者とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、ブロック塀等撤去工事に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除いた額。）に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、ブロック塀等撤去工事に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）は、工事請負者の見積額又は市が定めた標準工事額のいずれか安価な額とする。

2 前項の規定により算定した金額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1項の規定による補助金の額は、一つの敷地につき20万円を限度とする。  
（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、海老名市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等撤去工事見積書（撤去工事費の内訳が分かるもの）
- (2) 市税納付状況調査同意書又は市税に未納が無いことを証する書類
- (3) 位置図
- (4) ブロック塀等撤去工事平面図及び展開図（側面図）
- (5) 現況写真（撤去工事着手前）
- (6) ブロック塀等撤去費補助チェックリスト
- (7) その他市長が必要とする書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、海老名市ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

（申請の変更又は取下げ）

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合又は申請を取り下げの場合には、海老名市ブロック塀等撤去費補助金交付（変更・取下げ）申請書を市長に提出しなければならない。

（変更通知等）

第9条 市長は、前条の申請により交付決定の変更又は取消しを行った場合には、海老名市ブロック塀等撤去費補助金交付決定（変更・取消）通知書により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、申請年度の3月15日までにブロック塀等撤去工事を完了し、海老名市ブロック塀等撤去費補助金実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等撤去工事施工及び完了写真
- (2) ブロック塀等撤去工事費領収書の写し又は支払いを確認できるもの  
（検査）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、施工写真及び完了写真により、撤去状況を確認し検査を実施する。

2 市長は必要に応じて撤去工事中に中間検査を行うことができるものとする。

3 市長は中間検査及び完了検査を実施する際は、補助金の交付決定を受けた者の立会いを求めることができる。

(補助金の確定通知)

第12条 市長は、前条の規定による検査によりブロック塀等撤去工事の完了を確認した場合は、当該補助金の交付決定を受けた者に対し速やかに、海老名市ブロック塀等撤去補助金確定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金の確定通知を受けた者は、申請年度内に海老名市ブロック塀等撤去費補助金の交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し、返還)

第14条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。

(1) 申請に不正行為があったとき。

(2) 交付決定通知の条件等に違反があったとき。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月2日から施行する。